

# 監査報告書

令和4年6月8日

公立大学法人金沢美術工芸大学

理事長 山崎 剛 殿

公立大学法人金沢美術工芸大学

監事

織田 明彦

監事

米田 満

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第12期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

私ども監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事長等から業務運営の報告と業務処理の状況を聴取するほか、書面及び証憑書類を閲覧するとともに、関係職員から説明を受け、業務及び財産の状況を調査しました。また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

## 2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、中期目標の達成に向け、法令等に従って効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為または法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

以上